

[事案 2024-134] 新契約無効請求

・令和7年6月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年1月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料から受領済みの給付金を控除した金額の返還を求める。

- (1) 契約加入時、本契約について「掛けオーバー」にならない、すなわち元本割れしないという虚偽の説明を受け、それを信用してしまい加入したが事実と異なっていた。
- (2) 代理店で本契約の無効・取消の手続きができると聞いたが、保険会社からの回答は却下であり、自分は保険会社から2度騙された結果となった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約申込に際して、設計書や注意喚起情報を一つ一つ時間をかけて説明しており、本契約が「掛けオーバー」にならないという説明はしていない。
- (2) 本契約が通常「掛けオーバー」になる契約であることは、設計書等からも容易に確認が可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。